

平成27年2月16日

中古自動二輪車販売業者3社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、中古自動二輪車を販売する事業者3社（以下「3社」という。）に対し、景品表示法第6条の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。3社が供給する中古自動二輪車に係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第4条第1項第1号（優良誤認）に該当）が認められました。

1 3社の概要

(1) 有限会社アトム商会（以下「アトム商会」という。）

所在地 東京都足立区島根一丁目8番1号
代表者 代表取締役 吉田 登
設立年月 平成2年9月
資本金 1000万円（平成26年9月現在）

(2) 有限会社インテーク（以下「インテーク」という。）

所在地 東京都世田谷区上北沢四丁目35番18号
代表者 代表取締役 上田 米一
設立年月 平成16年12月
資本金 300万円（平成26年11月現在）

(3) 株式会社クラッチ（以下「クラッチ」という。）

所在地 東京都足立区皿沼二丁目1番19号
代表者 代表取締役 石濱 真樹
設立年月 平成18年12月
資本金 500万円（平成26年10月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

ア アトム商会

別表1記載の中古自動二輪車6台

イ インテーク

別表2記載の中古自動二輪車22台

ウ クラッチ

別表3記載の中古自動二輪車6台

(2) 対象表示（表示例については別紙参照）

走行距離数の過少表示（優良誤認）

ア アトム商会

(7) 「GooBike首都圏版」と称する中古自動二輪車情報誌（以下「GooBike首都圏版」という。）

a 表示の内容

別表4「車種等」欄記載の中古自動二輪車3台について、同表「発売日」欄記載の日に発売された同表「GooBike首都圏版掲載号」欄記載の号のGooBike首都圏版において、同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数を記載することにより、あたかも、当該中古自動二輪車の走行距離数が同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の数値のとおりであるかのように示す表示をしていた。

b 実際

別表4「車種等」欄記載の中古自動二輪車3台の同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数は、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオートオークション出品票（以下「出品票」という。）に記載された同表「出品票記載の走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数より過少に表示していたものであった。

(1) 「GooBike.com」と称するウェブサイト開設した「バイクショップ アトム」と称するウェブサイト（以下「バイクショップ アトム ウェブサイト」という。）

a 表示の内容

別表5「車種等」欄記載の中古自動二輪車6台について、同表「表示時期」欄記載の日に、バイクショップ アトム ウェブサイトにおいて、同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数を記載することにより、あたかも、当該中古自動二輪車の走行距離数が同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の数値のとおりであるかのように示す表示をしていた。

b 実際

別表5「車種等」欄記載の中古自動二輪車6台の同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数は、出品票に記載された同表「出品票記載の走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数より過少に表示していたものであった。

イ インテーク

(7) GooBike首都圏版

a 表示の内容

別表6「車種等」欄記載の中古自動二輪車6台について、同表「発売日」

欄記載の日に発売された同表「G o o B i k e 首都圏版掲載号」欄記載の号のG o o B i k e 首都圏版において、同表「表示された走行距離数(キロメートル)」欄記載の走行距離数を記載することにより、あたかも、当該中古自動二輪車の走行距離数が同表「表示された走行距離数(キロメートル)」欄記載の数値のとおりであるかのように示す表示をしていた。

b 実際

別表6「車種等」欄記載の中古自動二輪車6台の同表「表示された走行距離数(キロメートル)」欄記載の走行距離数は、出品票に記載された同表「出品票記載の走行距離数(キロメートル)」欄記載の走行距離数より過少に表示していたものであった。

(4) 「G o o B i k e . c o m」と称するウェブサイト開設した「I N T A K E (インテーク)」と称するウェブサイト(以下「インテーク ウェブサイト」という。)

a 表示の内容

別表7「車種等」欄記載の中古自動二輪車16台について、同表「表示時期」欄記載の日に、インテーク ウェブサイトにおいて、同表「表示された走行距離数(キロメートル)」欄記載の走行距離数を記載することにより、あたかも、当該中古自動二輪車の走行距離数が同表「表示された走行距離数(キロメートル)」欄記載の数値のとおりであるかのように示す表示をしていた。

b 実際

別表7「車種等」欄記載の中古自動二輪車16台の同表「表示された走行距離数(キロメートル)」欄記載の走行距離数は、出品票に記載された同表「出品票記載の走行距離数(キロメートル)」欄記載の走行距離数より過少に表示していたものであった。

ウ クラッチ

(7) G o o B i k e 首都圏版

a 表示の内容

別表8「車種等」欄記載の中古自動二輪車3台について、同表「発売日」欄記載の日に発売された同表「G o o B i k e 首都圏版掲載号」欄記載の号のG o o B i k e 首都圏版において、同表「表示された走行距離数(キロメートル)」欄記載の走行距離数を記載することにより、あたかも、当該中古自動二輪車の走行距離数が同表「表示された走行距離数(キロメートル)」欄記載の数値のとおりであるかのように示す表示をしていた。

b 実際

別表8「車種等」欄記載の中古自動二輪車3台の同表「表示された走行距離数(キロメートル)」欄記載の走行距離数は、出品票に記載された同表「出品票記載の走行距離数(キロメートル)」欄記載の走行距離数より過少

に表示していたものであった。

- (イ) 「GooBike.com」と称するウェブサイト開設した「Biker's store CLUTCH」と称するウェブサイト（以下「クラッチウェブサイト」という。）

a 表示の内容

別表9「車種等」欄記載の中古自動二輪車6台について、同表「表示時期」欄記載の日に、クラッチウェブサイトにおいて、同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数を記載することにより、あたかも、当該中古自動二輪車の走行距離数が同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の数値のとおりであるかのように示す表示をしていた。

b 実際

別表9「車種等」欄記載の中古自動二輪車6台の同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数は、出品票に記載された同表「出品票記載の走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数より過少に表示していたものであった。

(3) 命令の概要

ア 3社が行った前記(2)ア、イ及びウのそれぞれ(ア) a及び(イ) aの表示は、それぞれ前記(2)ア、イ及びウのそれぞれ(ア) b及び(イ) bのとおりであって、対象中古自動二輪車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者へ周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03-3507-9239

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

担 当 大崎、河合、情野

番号	車種	車台番号
1	TW200	DG07J-006848
2	TW200	DG07J-013615
3	TW225E	DG09J-001164
4	ドラッグスター250	VG02J-003062
5	バルカン400	VN400A-000468
6	スティード400	NC26-1640371

番号	車種	車台番号
1	TW200	DG07J-012312
2	TW200E	DG07J-014035
3	TW200E	DG07J-014120
4	TW200E	DG07J-015629
5	TW225E	DG09J-004323
6	TW225E	DG09J-004670
7	TW225E	DG09J-007301
8	TW225E	DG09J-012508
9	SR400	1JR-302484
10	SR400	1JR-328866
11	SR400	1JR-330510
12	SR400	1JR-332431
13	SR400	1JR-333075
14	SR400	1JR-338502
15	SR400	1JR-345634
16	SR400	RH01J-000303
17	SR400	RH01J-001758
18	SR400	RH01J-006263
19	SR400	RH01J-007138
20	SR400	RH01J-012137
21	ドラッグスター250	VG02J-005883
22	ドラッグスター400	4TR-088640

番号	車種	車台番号
1	ドラッグスター400	4TR-086395
2	バルカン400	VN400A-006419
3	バルカン800	VN800A-078709
4	250TR	BJ250F-012521
5	250TR	BJ250F-014749
6	ステイード400	NC26-1314073

番号	車種等		発売日	GooBike 首都圏版掲載号	表示された 走行距離数 (キロメートル)	出品票記載の 走行距離数 (キロメートル)
	車種	車台番号				
1	TW200	DG07J-013615	平成 26 年 2 月 7 日	2014 Vol. 211	2,641	24,642
			平成 26 年 2 月 21 日	2014 Vol. 212		
			平成 26 年 3 月 7 日	2014 Vol. 213		
			平成 26 年 4 月 4 日	2014 Vol. 215		
2	TW225E	DG09J-001164	平成 26 年 1 月 4 日	2014 Vol. 209	6,600	43,644
			平成 26 年 1 月 17 日	2014 Vol. 210		
			平成 26 年 2 月 21 日	2014 Vol. 212		
3	バルカン 400	VN400A-000468	平成 26 年 4 月 4 日	2014 Vol. 215	19,200	23,058

番号	車種等		表示時期	表示された 走行距離数 (キロメートル)	出品票記載の 走行距離数 (キロメートル)
	車種	車台番号			
1	TW200	DG07J-006848	平成 26 年 4 月 14 日	3,690	13,695
2	TW200	DG07J-013615		2,641	24,642
3	TW225E	DG09J-001164		6,600	43,644
4	ドラッグスター250	VG02J-003062		1,256	8,461
5	バルカン 400	VN400A-000468		19,200	23,058
6	スティード 400	NC26-1640371		17,500	29,900

番号	車種等		発売日	Go o B i k e 首都圏版掲載号	表示された 走行距離数 (キロメートル)	出品票記載の 走行距離数 (キロメートル)
	車種	車台番号				
1	TW200	DG07J-012312	平成 26 年 4 月 4 日	2014. Vol. 215	9,322	19,871
2	TW225E	DG09J-004670	平成 26 年 4 月 4 日	2014. Vol. 215	5,956	9,111 注
			平成 26 年 4 月 18 日	2014. Vol. 216		
3	SR400	1JR-345634	平成 26 年 4 月 4 日	2014. Vol. 215	7,590	17,355
4	SR400	RH01J-001758	平成 26 年 1 月 4 日	2014. Vol. 209	5,906	6,254
			平成 26 年 1 月 17 日	2014. Vol. 210		
			平成 26 年 2 月 7 日	2014. Vol. 211		
			平成 26 年 2 月 21 日	2014. Vol. 212		
			平成 26 年 3 月 7 日	2014. Vol. 213		
			平成 26 年 3 月 20 日	2014. Vol. 214		
			平成 26 年 4 月 4 日	2014. Vol. 215		
			平成 26 年 4 月 18 日	2014. Vol. 216		
5	SR400	RH01J-007138	平成 26 年 3 月 20 日	2014. Vol. 214	5,886	6,800
			平成 26 年 4 月 4 日	2014. Vol. 215		
6	ドラッグスタ ー250	VG02J-005883	平成 26 年 4 月 4 日	2014. Vol. 215	6,492	47,361
			平成 26 年 4 月 18 日	2014. Vol. 216		

注 当該車両は平成18年の時点で走行距離数4,830kmの車両としてオートオークションに出品され、その後、走行距離計の交換が行われ、平成19年の時点で走行距離数1,417kmの車両として再びオートオークションに出品され、その後、走行距離数5,698kmまで走行した車両であることが確認されたことから、少なくとも9,111km (4,830km+5,698km-1,417km) 以上の走行距離数の車両であることが確認されている。

番号	車種等		表示時期	表示された 走行距離数 (キロメートル)	出品票記載の 走行距離数 (キロメートル)
	車種	車台番号			
1	TW200E	DG07J-014035	平成26年6月13日	8,994	9,883
2	TW200E	DG07J-014120		6,490	9,514
3	TW200E	DG07J-015629		4,689	22,861
4	TW225E	DG09J-004323		4,464	21,288
5	TW225E	DG09J-007301		4,093	12,375
6	TW225E	DG09J-012508		6,781	29,659
7	SR400	1JR-302484		12	54,372
8	SR400	1JR-328866		5,831	7,551
9	SR400	1JR-330510		9,382	25,428
10	SR400	1JR-332431		6,634	42,304
11	SR400	1JR-333075		8,226	8,442
12	SR400	1JR-338502		5,768	21,405
13	SR400	RH01J-000303		8,360	15,344
14	SR400	RH01J-006263		8,797	43,677
15	SR400	RH01J-012137		7,369	21,049
16	ドラッグスター 400	4TR-088640		8,591	16,582

番号	車種等		発売日	Go o B i k e 首都圏版掲載号	表示された 走行距離数 (キロメートル)	出品票記載 の走行距離数 (キロメートル)
	車種	車台番号				
1	バルカン 800	VN800A-078709	平成 25 年 12 月 20 日	2014 Vol. 208	10,000	14,221
			平成 26 年 1 月 4 日	2014 Vol. 209		
			平成 26 年 1 月 17 日	2014 Vol. 210		
			平成 26 年 2 月 7 日	2014 Vol. 211		
			平成 26 年 2 月 21 日	2014 Vol. 212		
			平成 26 年 3 月 7 日	2014 Vol. 213		
			平成 26 年 3 月 20 日	2014 Vol. 214		
			平成 26 年 4 月 4 日	2014 Vol. 215		
			平成 26 年 4 月 18 日	2014 Vol. 216		
			平成 26 年 5 月 2 日	2014 Vol. 217		
			平成 26 年 5 月 16 日	2014 Vol. 218		
			平成 26 年 6 月 6 日	2014 Vol. 219		
			平成 26 年 6 月 20 日	2014 Vol. 220		
2	250TR	BJ250F-012521	平成 25 年 12 月 20 日	2014 Vol. 208	6,000	9,806
			平成 26 年 1 月 4 日	2014 Vol. 209		
			平成 26 年 1 月 17 日	2014 Vol. 210		
			平成 26 年 2 月 7 日	2014 Vol. 211		
			平成 26 年 2 月 21 日	2014 Vol. 212		
			平成 26 年 3 月 7 日	2014 Vol. 213		
			平成 26 年 3 月 20 日	2014 Vol. 214		
			平成 26 年 4 月 4 日	2014 Vol. 215		
			平成 26 年 4 月 18 日	2014 Vol. 216		
			平成 26 年 5 月 2 日	2014 Vol. 217		
			平成 26 年 5 月 16 日	2014 Vol. 218		
			平成 26 年 6 月 6 日	2014 Vol. 219		
			平成 26 年 6 月 20 日	2014 Vol. 220		
3	250TR	BJ250F-014749	平成 25 年 12 月 20 日	2014 Vol. 208	6,000	10,235
			平成 26 年 1 月 4 日	2014 Vol. 209		
			平成 26 年 1 月 17 日	2014 Vol. 210		
			平成 26 年 2 月 7 日	2014 Vol. 211		
			平成 26 年 2 月 21 日	2014 Vol. 212		
			平成 26 年 3 月 7 日	2014 Vol. 213		
			平成 26 年 3 月 20 日	2014 Vol. 214		
			平成 26 年 4 月 4 日	2014 Vol. 215		
			平成 26 年 4 月 18 日	2014 Vol. 216		
			平成 26 年 5 月 2 日	2014 Vol. 217		
			平成 26 年 5 月 16 日	2014 Vol. 218		
			平成 26 年 6 月 6 日	2014 Vol. 219		
			平成 26 年 6 月 20 日	2014 Vol. 220		

番号	車種等		表示時期	表示された 走行距離数 (キロメートル)	出品票記載 の走行距離数 (キロメートル)
	車種	車台番号			
1	ドラッグスター 400	4TR-086395	平成 26 年 5 月 30 日	9,000	11,951
2	バルカン 400	VN400A-006419		10,000	13,131
3	バルカン 800	VN800A-078709		10,000	14,221
4	250TR	BJ250F-012521		6,000	9,806
5	250TR	BJ250F-014749		6,000	10,235
6	ステイード 400	NC26-1314073	平成 26 年 10 月 8 日	7,200	7,757

<表示例①：優良誤認>

アトム商会がGooBike首都圏版の「2014 vol.212」号に掲載していた中古自動二輪車のうち1台の表示（別表4の番号2「TW225E」）



「走6,600Km」

左記中古自動二輪車の出品票に記載された走行距離数は、「43,644km」であった。

<表示例②：優良誤認>

インテークがGooBike首都圏版の「2014 vol.215」号に掲載していた中古自動二輪車のうち1台の表示（別表6の番号6「ドラッグスター250」）




「走6,492Km」

左記中古自動二輪車の出品票に記載された走行距離数は、「47,361km」であった。

<表示例③：優良誤認>

クラッチが「クラッチ ウェブサイト」において掲載していた中古自動二輪車のうち1台の表示（別表9の番号3「バルカン800」）

	59.8万円	66万円	カワサキバルカン800 ETC付	アメリカン	2000年	キャンディパープル	10,000km
複数画像							
販売店コメント スイッチ埋め込、テール・ウインカーLED他カスタム多数！サドルバックにETCも付いています！							

上記中古自動二輪車の出品票に記載された走行距離数は、「14,221km」であった。

「10,000km」

不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

(報告の徴収及び立入検査等)

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

(権限の委任等)

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 (省略)

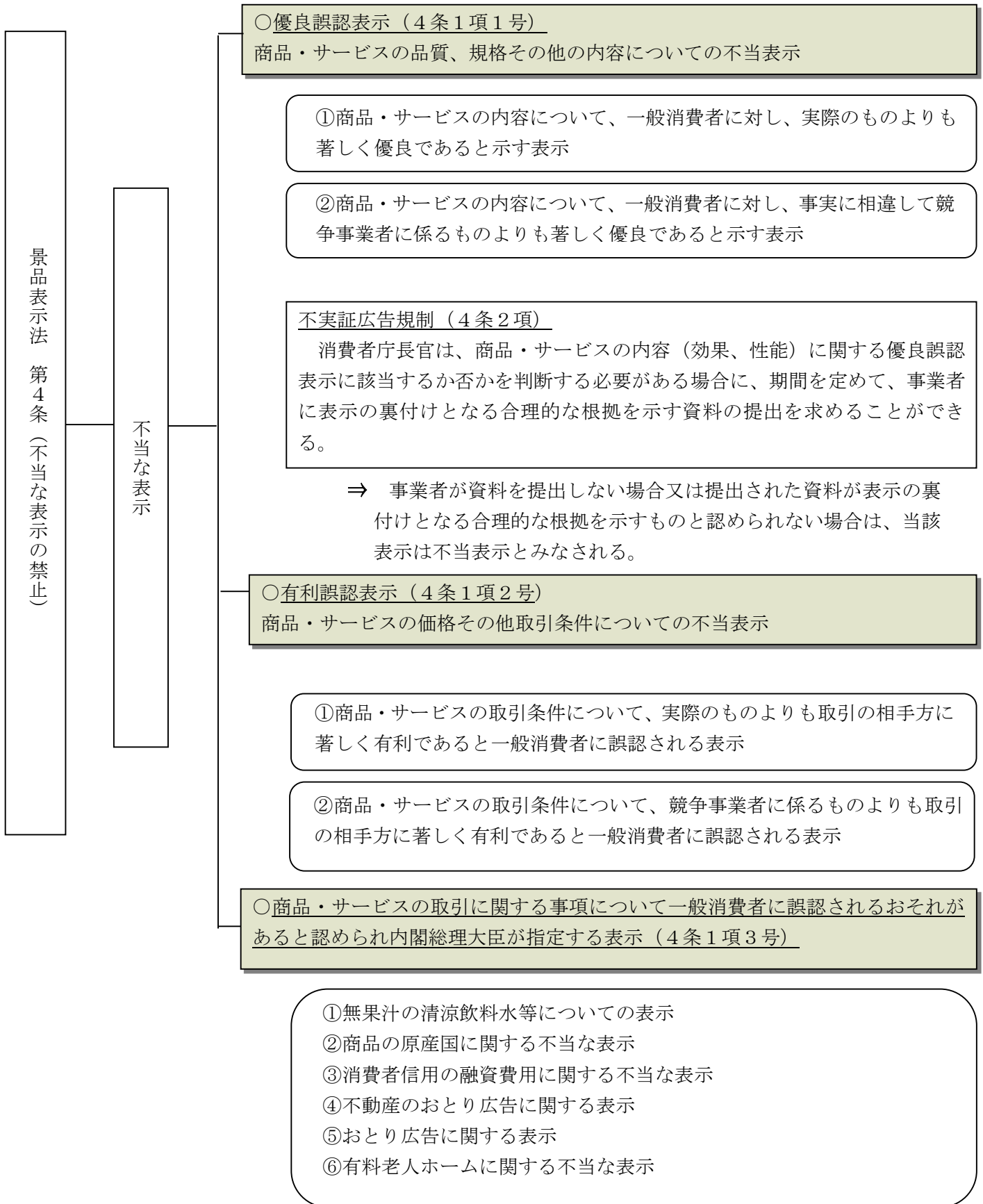
○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による権限の委任等に関する政令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百十八号)

(消費者庁長官に委任されない権限)

第一条 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号、第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第七条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要



消表対第181号
平成27年2月16日

有限会社アトム商会
代表取締役 吉田 登 殿

消費者庁長官 板東 久美子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第6条の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する中古自動二輪車の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売していた別表1記載の中古自動二輪車に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴社は、別表2「車種等」欄記載の中古自動二輪車を一般消費者に販売するに当たり、同表「発売日」欄記載の日に発売された同表「G o o B i k e 首都圏版掲載号」欄記載の号の「G o o B i k e 首都圏版」と称する中古自動二輪車情報誌（以下「G o o B i k e 首都圏版」という。）において、同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数を記載することにより、あたかも、当該中古自動二輪車の走行距離数が同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の数値のとおりであるかのように示す表示をしていたこと。

イ(イ) 実際には、別表2「車種等」欄記載の中古自動二輪車の同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数は、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオートオークション出品票（以下「出品票」という。）に記載された同表「出品票記載の走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数より過少に表示していたものであったこと。

エ(エ) 貴社は、別表3「車種等」欄記載の中古自動二輪車を一般消費者に販売するに当たり、同表「表示時期」欄記載の日に、「G o o B i k e . c o m」と称するウェブサイト開設した「バイクショップ アトム」と称するウェブサイト（以下「バイクショップ

アトム ウェブサイト」という。)において、同表「表示された走行距離数(キロメートル)」欄記載の走行距離数を記載することにより、あたかも、当該中古自動二輪車の走行距離数が同表「表示された走行距離数(キロメートル)」欄記載の数値のとおりであるかのように示す表示をしていたこと。

(イ) 実際には、別表3「車種等」欄記載の中古自動二輪車の同表「表示された走行距離数(キロメートル)」欄記載の走行距離数は、出品票に記載された同表「出品票記載の走行距離数(キロメートル)」欄記載の走行距離数より過少に表示していたものであったこと。

ウ 前記ア(ア)及びイ(イ)の表示は、それぞれ前記ア(イ)及びイ(イ)のとおりであって、それぞれ別表2「車種等」欄記載の中古自動二輪車及び別表3「車種等」欄記載の中古自動二輪車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、中古自動二輪車の取引に関し、前記(1)ア及びイ記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、中古自動二輪車の取引に関し、前記(1)ア及びイ記載の表示と同様の表示を行うことにより、中古自動二輪車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

(4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

(1) 有限会社アトム商会(以下「アトム商会」という。)は、東京都足立区島根一丁目8番1号に本店を置き、中古自動二輪車の販売業等を営む事業者である。

(2) アトム商会は、オートオークションを利用するなどして中古自動二輪車を仕入れ、店頭等において、中古自動二輪車を一般消費者に販売している。

(3) アトム商会は、中古自動二輪車を一般消費者に販売するに当たり、G o o B i k e 首都圏版及びバイクショップ アトム ウェブサイトにおいて、販売する中古自動二輪車の商品情報を掲載しており、その表示内容について、自ら決定している。

(4)ア アトム商会は、別表2「車種等」欄記載の中古自動二輪車を一般消費者に販売するに当たり、同表「発売日」欄記載の日に発売された同表「G o o B i k e 首都圏版掲載号」欄記載の号のG o o B i k e 首都圏版において、同表「表示された走行距離数(キロメートル)」欄記載の走行距離数を記載することにより、あたかも、当該中古自動二輪車の走行距離数が同表「表示された走行距離数(キロメートル)」欄記載の数値のとおりであるかのように示す表示をしていた。

イ 実際には、別表2「車種等」欄記載の中古自動二輪車の同表「表示された走行距離数(キロメートル)」欄記載の走行距離数は、出品票に記載された同表「出品票記載の走行距離数(キロメートル)」欄記載の走行距離数より過少に表示していたものであった。

(5)ア アトム商会は、別表3「車種等」欄記載の中古自動二輪車を一般消費者に販売するに当たり、同表「表示時期」欄記載の日に、バイクショップ アトム ウェブサイトにおいて、同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数を記載することにより、あたかも、当該中古自動二輪車の走行距離数が同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の数値のとおりであるかのように示す表示をしていた。

イ 実際には、別表3「車種等」欄記載の中古自動二輪車の同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数は、出品票に記載された同表「出品票記載の走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数より過少に表示していたものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、アトム商会は、自己の供給する別表1記載の中古自動二輪車の取引に関し、当該中古自動二輪車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第1号に該当するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条及び第45条の規定に基づき、天災その他異議申立てをしなかったことについてやむをえない理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。

(注) 行政不服審査法第48条において準用する同法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日から6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第1項の規定により、正当な理由があるときを除き、異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日から6か月以内に提起することができる。ただし、行政事件訴訟法第14条第2項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、その決定があったことを知った日から6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

番号	車種	車台番号
1	TW200	DG07J-006848
2	TW200	DG07J-013615
3	TW225E	DG09J-001164
4	ドラッグスター250	VG02J-003062
5	バルカン400	VN400A-000468
6	ステイード400	NC26-1640371

番号	車種等		発売日	G o o B i k e 首都圏版掲載号	表示された 走行距離数 (キロメートル)	出品票記載の 走行距離数 (キロメートル)
	車種	車台番号				
1	TW200	DG07J-013615	平成 26 年 2 月 7 日	2014 Vol. 211	2,641	24,642
			平成 26 年 2 月 21 日	2014 Vol. 212		
			平成 26 年 3 月 7 日	2014 Vol. 213		
			平成 26 年 4 月 4 日	2014 Vol. 215		
2	TW225E	DG09J-001164	平成 26 年 1 月 4 日	2014 Vol. 209	6,600	43,644
			平成 26 年 1 月 17 日	2014 Vol. 210		
			平成 26 年 2 月 21 日	2014 Vol. 212		
3	バルカン 400	VN400A-000468	平成 26 年 4 月 4 日	2014 Vol. 215	19,200	23,058

番号	車種等		表示時期	表示された 走行距離数 (キロメートル)	出品票記載の 走行距離数 (キロメートル)
	車種	車台番号			
1	TW200	DG07J-006848	平成 26 年 4 月 14 日	3,690	13,695
2	TW200	DG07J-013615		2,641	24,642
3	TW225E	DG09J-001164		6,600	43,644
4	ドラッグスター 250	VG02J-003062		1,256	8,461
5	バルカン 400	VN400A-000468		19,200	23,058
6	ステイード 400	NC26-1640371		17,500	29,900

消表対第182号
平成27年2月16日

有限会社インターク
代表取締役 上田 米一 殿

消費者庁長官 板東 久美子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第6条の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する中古自動二輪車の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売していた別表1記載の中古自動二輪車に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴社は、別表2「車種等」欄記載の中古自動二輪車を一般消費者に販売するに当たり、同表「発売日」欄記載の日に発売された同表「G o o B i k e 首都圏版掲載号」欄記載の号の「G o o B i k e 首都圏版」と称する中古自動二輪車情報誌（以下「G o o B i k e 首都圏版」という。）において、同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数を記載することにより、あたかも、当該中古自動二輪車の走行距離数が同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の数値のとおりであるかのように示す表示をしていたこと。

(イ) 実際には、別表2「車種等」欄記載の中古自動二輪車の同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数は、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオートオークション出品票（以下「出品票」という。）に記載された同表「出品票記載の走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数より過少に表示していたものであったこと。

イ(イ) 貴社は、別表3「車種等」欄記載の中古自動二輪車を一般消費者に販売するに当たり、同表「表示時期」欄記載の日に、「G o o B i k e . c o m」と称するウェブサイト開設した「I N T A K E（インターク）」と称するウェブサイト（以下「インタークウェブサイト」という。）において、同表「表示された走行距離数（キロメートル）」

欄記載の走行距離数を記載することにより、あたかも、当該中古自動二輪車の走行距離数が同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の数値のとおりであるかのように示す表示をしていたこと。

(イ) 実際には、別表3「車種等」欄記載の中古自動二輪車の同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数は、出品票に記載された同表「出品票記載の走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数より過少に表示していたものであったこと。

ウ 前記ア(ア)及びイ(イ)の表示は、それぞれ前記ア(イ)及びイ(イ)のとおりであって、それぞれ別表2「車種等」欄記載の中古自動二輪車及び別表3「車種等」欄記載の中古自動二輪車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、中古自動二輪車の取引に関し、前記(1)ア及びイ記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、中古自動二輪車の取引に関し、前記(1)ア及びイ記載の表示と同様の表示を行うことにより、中古自動二輪車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

(4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

(1) 有限会社インテーク（以下「インテーク」という。）は、東京都世田谷区上北沢四丁目35番18号に本店を置き、中古自動二輪車の販売業等を営む事業者である。

(2) インテークは、オートオークションを利用するなどして中古自動二輪車を仕入れ、店頭等において、中古自動二輪車を一般消費者に販売している。

(3) インテークは、中古自動二輪車を一般消費者に販売するに当たり、G o o B i k e 首都圏版及びインテーク ウェブサイトにおいて、販売する中古自動二輪車の商品情報を掲載しており、その表示内容について、自ら決定している。

(4)ア インテークは、別表2「車種等」欄記載の中古自動二輪車を一般消費者に販売するに当たり、同表「発売日」欄記載の日に発売された同表「G o o B i k e 首都圏版掲載号」欄記載の号のG o o B i k e 首都圏版において、同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数を記載することにより、あたかも、当該中古自動二輪車の走行距離数が同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の数値のとおりであるかのように示す表示をしていた。

イ 実際には、別表2「車種等」欄記載の中古自動二輪車の同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数は、出品票に記載された同表「出品票記載の走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数より過少に表示していたものであった。

(5)ア インテークは、別表3「車種等」欄記載の中古自動二輪車を一般消費者に販売するに当

たり、同表「表示時期」欄記載の日に、インテーク ウェブサイトにおいて、同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数を記載することにより、あたかも、当該中古自動二輪車の走行距離数が同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の数値のとおりであるかのように示す表示をしていた。

イ 実際には、別表3「車種等」欄記載の中古自動二輪車の同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数は、出品票に記載された同表「出品票記載の走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数より過少に表示していたものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、インテークは、自己の供給する別表1記載の中古自動二輪車の取引に関し、当該中古自動二輪車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第1号に該当するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条及び第45条の規定に基づき、天災その他異議申立てをしなかったことについてやむをえない理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。

（注） 行政不服審査法第48条において準用する同法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日から6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第1項の規定により、正当な理由があるときを除き、異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日から6か月以内に提起することができる。ただし、行政事件訴訟法第14条第2項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、その決定があったことを知った日から6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

番号	車種	車台番号
1	TW200	DG07J-012312
2	TW200E	DG07J-014035
3	TW200E	DG07J-014120
4	TW200E	DG07J-015629
5	TW225E	DG09J-004323
6	TW225E	DG09J-004670
7	TW225E	DG09J-007301
8	TW225E	DG09J-012508
9	SR400	1JR-302484
10	SR400	1JR-328866
11	SR400	1JR-330510
12	SR400	1JR-332431
13	SR400	1JR-333075
14	SR400	1JR-338502
15	SR400	1JR-345634
16	SR400	RH01J-000303
17	SR400	RH01J-001758
18	SR400	RH01J-006263
19	SR400	RH01J-007138
20	SR400	RH01J-012137
21	ドラッグスター250	VG02J-005883
22	ドラッグスター400	4TR-088640

番号	車種等		発売日	G o o B i k e 首都圏版掲載号	表示された 走行距離数 (キロメートル)	出品票記載の 走行距離数 (キロメートル)
	車種	車台番号				
1	TW200	DG07J-012312	平成 26 年 4 月 4 日	2014. Vol. 215	9,322	19,871
2	TW225E	DG09J-004670	平成 26 年 4 月 4 日	2014. Vol. 215	5,956	9,111 注
			平成 26 年 4 月 18 日	2014. Vol. 216		
3	SR400	1JR-345634	平成 26 年 4 月 4 日	2014. Vol. 215	7,590	17,355
4	SR400	RH01J-001758	平成 26 年 1 月 4 日	2014. Vol. 209	5,906	6,254
			平成 26 年 1 月 17 日	2014. Vol. 210		
			平成 26 年 2 月 7 日	2014. Vol. 211		
			平成 26 年 2 月 21 日	2014. Vol. 212		
			平成 26 年 3 月 7 日	2014. Vol. 213		
			平成 26 年 3 月 20 日	2014. Vol. 214		
			平成 26 年 4 月 4 日	2014. Vol. 215		
			平成 26 年 4 月 18 日	2014. Vol. 216		
5	SR400	RH01J-007138	平成 26 年 3 月 20 日	2014. Vol. 214	5,886	6,800
			平成 26 年 4 月 4 日	2014. Vol. 215		
6	ドラッグスタ ー250	VG02J-005883	平成 26 年 4 月 4 日	2014. Vol. 215	6,492	47,361
			平成 26 年 4 月 18 日	2014. Vol. 216		

注 当該車両は平成18年の時点で走行距離数4,830kmの車両としてオートオークションに出品され、その後、走行距離計の交換が行われ、平成19年の時点で走行距離数1,417kmの車両として再びオートオークションに出品され、その後、走行距離数5,698kmまで走行した車両であることが確認されたことから、少なくとも9,111km (4,830km+5,698km-1,417km) 以上の走行距離数の車両であることが確認されている。

番号	車種等		表示時期	表示された 走行距離数 (キロメートル)	出品票記載の 走行距離数 (キロメートル)
	車種	車台番号			
1	TW200E	DG07J-014035	平成26年6月13日	8,994	9,883
2	TW200E	DG07J-014120		6,490	9,514
3	TW200E	DG07J-015629		4,689	22,861
4	TW225E	DG09J-004323		4,464	21,288
5	TW225E	DG09J-007301		4,093	12,375
6	TW225E	DG09J-012508		6,781	29,659
7	SR400	1JR-302484		12	54,372
8	SR400	1JR-328866		5,831	7,551
9	SR400	1JR-330510		9,382	25,428
10	SR400	1JR-332431		6,634	42,304
11	SR400	1JR-333075		8,226	8,442
12	SR400	1JR-338502		5,768	21,405
13	SR400	RH01J-000303		8,360	15,344
14	SR400	RH01J-006263		8,797	43,677
15	SR400	RH01J-012137		7,369	21,049
16	ドラッグスター 400	4TR-088640		8,591	16,582

消表対第183号
平成27年2月16日

株式会社クラッチ

代表取締役 石濱 真樹 殿

消費者庁長官 板東 久美子

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第6条の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する中古自動二輪車の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売していた別表1記載の中古自動二輪車に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴社は、別表2「車種等」欄記載の中古自動二輪車を一般消費者に販売するに当たり、同表「発売日」欄記載の日に発売された同表「GooBike首都圏版掲載号」欄記載の号の「GooBike首都圏版」と称する中古自動二輪車情報誌（以下「GooBike首都圏版」という。）において、同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数を記載することにより、あたかも、当該中古自動二輪車の走行距離数が同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の数値のとおりであるかのように示す表示をしていたこと。

(イ) 実際には、別表2「車種等」欄記載の中古自動二輪車の同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数は、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオートオークション出品票（以下「出品票」という。）に記載された同表「出品票記載の走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数より過少に表示していたものであったこと。

イ(イ) 貴社は、別表3「車種等」欄記載の中古自動二輪車を一般消費者に販売するに当たり、同表「表示時期」欄記載の日に、「GooBike.com」と称するウェブサイト開設した「Biker's store CLUTCH」と称するウェブサイト（以下

「クラッチ ウェブサイト」という。)において、同表「表示された走行距離数(キロメートル)」欄記載の走行距離数を記載することにより、あたかも、当該中古自動二輪車の走行距離数が同表「表示された走行距離数(キロメートル)」欄記載の数値のとおりであるかのように示す表示をしていたこと。

(イ) 実際には、別表3「車種等」欄記載の中古自動二輪車の同表「表示された走行距離数(キロメートル)」欄記載の走行距離数は、出品票に記載された同表「出品票記載の走行距離数(キロメートル)」欄記載の走行距離数より過少に表示していたものであったこと。

ウ 前記ア(ア)及びイ(イ)の表示は、それぞれ前記ア(イ)及びイ(イ)のとおりであって、それぞれ別表2「車種等」欄記載の中古自動二輪車及び別表3「車種等」欄記載の中古自動二輪車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、中古自動二輪車の取引に関し、前記(1)ア及びイ記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、中古自動二輪車の取引に関し、前記(1)ア及びイ記載の表示と同様の表示を行うことにより、中古自動二輪車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

(4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

(1) 株式会社クラッチ(以下「クラッチ」という。)は、東京都足立区皿沼二丁目1番19号に本店を置き、中古自動二輪車の販売業等を営む事業者である。

(2) クラッチは、オートオークションを利用するなどして中古自動二輪車を仕入れ、店頭等において、中古自動二輪車を一般消費者に販売している。

(3) クラッチは、中古自動二輪車を一般消費者に販売するに当たり、G o o B i k e 首都圏版及びクラッチ ウェブサイトにおいて、販売する中古自動二輪車の商品情報を掲載しており、その表示内容について、自ら決定している。

(4)ア クラッチは、別表2「車種等」欄記載の中古自動二輪車を一般消費者に販売するに当たり、同表「発売日」欄記載の日に発売された同表「G o o B i k e 首都圏版掲載号」欄記載の号のG o o B i k e 首都圏版において、同表「表示された走行距離数(キロメートル)」欄記載の走行距離数を記載することにより、あたかも、当該中古自動二輪車の走行距離数が同表「表示された走行距離数(キロメートル)」欄記載の数値のとおりであるかのように示す表示をしていた。

イ 実際には、別表2「車種等」欄記載の中古自動二輪車の同表「表示された走行距離数(キロメートル)」欄記載の走行距離数は、出品票に記載された同表「出品票記載の走行距離数(キロメートル)」欄記載の走行距離数より過少に表示していたものであった。

(5)ア クラッチは、別表3「車種等」欄記載の中古自動二輪車を一般消費者に販売するに当たり、同表「表示時期」欄記載の日に、クラッチ ウェブサイトにおいて、同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数を記載することにより、あたかも、当該中古自動二輪車の走行距離数が同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の数値のとおりであるかのように示す表示をしていた。

イ 実際には、別表3「車種等」欄記載の中古自動二輪車の同表「表示された走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数は、出品票に記載された同表「出品票記載の走行距離数（キロメートル）」欄記載の走行距離数より過少に表示していたものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、クラッチは、自己の供給する別表1記載の中古自動二輪車の取引に関し、当該中古自動二輪車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第1号に該当するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条及び第45条の規定に基づき、天災その他異議申立てをしなかったことについてやむをえない理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。

(注) 行政不服審査法第48条において準用する同法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日から6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第1項の規定により、正当な理由があるときを除き、異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日から6か月以内に提起することができる。ただし、行政事件訴訟法第14条第2項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、その決定があったことを知った日から6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

番号	車種	車台番号
1	ドラッグスター400	4TR-086395
2	バルカン400	VN400A-006419
3	バルカン800	VN800A-078709
4	250TR	BJ250F-012521
5	250TR	BJ250F-014749
6	ステイード400	NC26-1314073

番号	車種等		発売日	G o o B i k e 首都圏版掲載号	表示された 走行距離数 (キロメートル)	出品票記載 の走行距離数 (キロメートル)
	車種	車台番号				
1	バルカン 800	VN800A-078709	平成 25 年 12 月 20 日	2014 Vol. 208	10,000	14,221
			平成 26 年 1 月 4 日	2014 Vol. 209		
			平成 26 年 1 月 17 日	2014 Vol. 210		
			平成 26 年 2 月 7 日	2014 Vol. 211		
			平成 26 年 2 月 21 日	2014 Vol. 212		
			平成 26 年 3 月 7 日	2014 Vol. 213		
			平成 26 年 3 月 20 日	2014 Vol. 214		
			平成 26 年 4 月 4 日	2014 Vol. 215		
			平成 26 年 4 月 18 日	2014 Vol. 216		
			平成 26 年 5 月 2 日	2014 Vol. 217		
			平成 26 年 5 月 16 日	2014 Vol. 218		
			平成 26 年 6 月 6 日	2014 Vol. 219		
			平成 26 年 6 月 20 日	2014 Vol. 220		
2	250TR	BJ250F-012521	平成 25 年 12 月 20 日	2014 Vol. 208	6,000	9,806
			平成 26 年 1 月 4 日	2014 Vol. 209		
			平成 26 年 1 月 17 日	2014 Vol. 210		
			平成 26 年 2 月 7 日	2014 Vol. 211		
			平成 26 年 2 月 21 日	2014 Vol. 212		
			平成 26 年 3 月 7 日	2014 Vol. 213		
			平成 26 年 3 月 20 日	2014 Vol. 214		
			平成 26 年 4 月 4 日	2014 Vol. 215		
			平成 26 年 4 月 18 日	2014 Vol. 216		
			平成 26 年 5 月 2 日	2014 Vol. 217		
			平成 26 年 5 月 16 日	2014 Vol. 218		
			平成 26 年 6 月 6 日	2014 Vol. 219		
			平成 26 年 6 月 20 日	2014 Vol. 220		
3	250TR	BJ250F-014749	平成 25 年 12 月 20 日	2014 Vol. 208	6,000	10,235
			平成 26 年 1 月 4 日	2014 Vol. 209		
			平成 26 年 1 月 17 日	2014 Vol. 210		
			平成 26 年 2 月 7 日	2014 Vol. 211		
			平成 26 年 2 月 21 日	2014 Vol. 212		
			平成 26 年 3 月 7 日	2014 Vol. 213		
			平成 26 年 3 月 20 日	2014 Vol. 214		
			平成 26 年 4 月 4 日	2014 Vol. 215		
			平成 26 年 4 月 18 日	2014 Vol. 216		
			平成 26 年 5 月 2 日	2014 Vol. 217		
			平成 26 年 5 月 16 日	2014 Vol. 218		
			平成 26 年 6 月 6 日	2014 Vol. 219		
			平成 26 年 6 月 20 日	2014 Vol. 220		

別表 3

番号	車種等		表示時期	表示された 走行距離数 (キロメートル)	出品票記載 の走行距離数 (キロメートル)
	車種	車台番号			
1	ドラッグスター 400	4TR-086395	平成 26 年 5 月 30 日	9,000	11,951
2	バルカン 400	VN400A-006419		10,000	13,131
3	バルカン 800	VN800A-078709		10,000	14,221
4	250TR	BJ250F-012521		6,000	9,806
5	250TR	BJ250F-014749		6,000	10,235
6	ステイード 400	NC26-1314073	平成 26 年 10 月 8 日	7,200	7,757